TOKIWA ファンタジア2024 テレビ番組等情報発信業務に係る仕様書

1. 業務名

TOKIWA ファンタジア2024テレビ番組等情報発信業務

2. 業務の目的

令和6年11月24日(日)から令和7年1月13日(月・祝)まで開催予定の「TOKIWA ファンタジア2024(以下「イベント」という)」をテレビ CM、パブリシティを中心に、各種媒体を利用し、効果的に発信するとともに、広域からの誘客の強化を図る。

3. 委託期間

契約締結日から令和7年2月14日(金)まで

4. 業務の内容

(1) 企画書の作成

下記の①~②を盛り込んで企画書を作成すること。

- ① テレビ CM(以下「CM」という)を用いた情報発信
 - ア CMの作成では、シナリオや絵コンテを用いて、コンセプト、構成、 イメージを示すこと。
 - イ 構成は全15秒とし、開催前告知、開催中前半、開催中後半の3パ ターンで作成すること。
 - ウ 開催前告知のCM作成では、宇部市(以下「市」という)が提供する素材にて作成を行うこと。(令和6年9月中旬提供予定)
 - 工 開催中前半、開催中後半の CM 作成に使用する素材の撮影(動画、静止画)を企画すること。

撮影方法はドローン撮影も可能とするが、必要な許可申請及び 関係機関への連絡は、受託者にて行うこと。

撮影可能期間(予定)	令和6年11月8日(金)
	~11月15日(金)

- ※撮影可能期間のうち、市が指定した日時で撮影を行う こと。
- オ 音声、音楽、テロップ等を用いて編集作業を行うこと。 なお、音楽の使用では、著作権に留意し、許諾が必要な場合には、 受託者にて対応すること。
- カ KRY、tys、yab の3局においてCM放送を企画すること。 (開催期間内合計 CM 放送本数は220本以上とする)

CM 放送枠はフリースポットで差し支えないが、視聴率の期待できる番組の放送時間帯に CM を放送する場合は、当該番組について詳細に記入すること。

- ② CM以外を用いた情報発信 テレビ番組、ラジオ番組によるパブリシティのほか、広告媒体(新聞、 WEB、SNS)による情報発信を企画すること。
- (2) 企画書に基づく、情報発信の実施
- (3) 成果品の提出 作成したCMについて、非圧縮データを提出すること。 提出方法については、宇部市と協議を行うこと。
- (4) 実績報告

事業終了後に、実績報告書を速やかに提出すること。 なお、実績報告書に記載すべき事項は次のとおりとする。

- ① 放送局別の CM 放送本数(テレビ、ラジオ)
- ② パブリシティ(テレビ番組、ラジオ番組)
- ③ 広告媒体(新聞、WEB、SNS)を用いた情報発信について

5. イベントが中止となった場合

- (1) 開催の中止決定が CM 放送開始前の場合は、本業務を中止する。
- (2) 開催の中止決定が CM 放送開始後の場合は、イベント中止告知用の CM を制作し、これを放送すること。なお、放送期間は、中止決定日から1週間 とし、放送実施後、本業務は終了とする。
- (3) 前記(1)及び(2)の対応となった場合、市の指示により受託者が既に完了した業務に相当する部分に限り、委託料を支払うものとし、詳細は市と受託者の協議によって決定する。
- (4) 中止決定日までの間に実施した業務に係る費用については、その挙証資料を市の指定する日時までに提出すること。

(指定日時を超えて提出されたものは支払い対象外)

6. その他

- (1) 本業務は、本仕様書に基づいて実施すること。
- (2) 受託者は、業務の実施にあたり、関係法令及び条例を遵守すること。
- (3) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (4) 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合は、 事前に市に対して書面にて、再委託の内容、再委託先(商号又は名称)、再 委託の概算金額、その他再委託先に対する管理方法等必要事項を報告し なければならない。

- (5) 本業務の実施にあたって個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)、その他関係法令に基づき、その取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び損失の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (6) 業務内容及び業務の遂行上知り得た秘密事項は、市の承認を得ないで他に漏らし、または業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。
- (7)業務完了後に受託者の責任に帰すべき理由による成果物の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (8) 本業務により制作される成果物については、その著作権、所有権、その他の一切の権利は市に帰属するものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術、意匠に関する権利等については、受託者に帰属するものとする。ただし、この場合、市は、受託者固有の知識、技術、意匠に関する権利等について、本業務の成果物に限り使用できるものとする。成果物は、宇部市が二次使用(HPへの掲載等)できるものとする。
- (9) 各広報媒体での内容は詳細に記入すること。
- (10) 本業務仕様書に定めのない事項については、市と受託者とで協議するものとする。
- (11) その他疑義が生じた場合には、速やかに市と協議の上、実施すること。